〇農林水産省令第百二十三号

第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)

平成十五年十一月十八日

植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 亀井 善之

付表に次のように加える。 に(付表第四十一に掲げるものを除く。)」を加え、 七十三号)の一部を次のように改正する。 別表二の一の項植物の欄中「かき属植物」の下 四十一 イスラエル国から発送され、他の地域

基準に適合しているもの かきの生果実であって農林水産大臣が定める

を経由しないで輸入されるトライアンフ種の

この省令は、公布の日から施行する。